訪　問　看　護
（医療保険）

【契約書別紙兼重要事項等説明書】

訪問看護ステーション　おおしま
住所：伊勢崎市太田町 508-1
電話番号：0270-25-2428

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般財団法人　資生会研究所
主たる事務所の所在地	〒372-0006 伊勢崎市太田町 508-1
代表者(職名・氏名)	理事長 吉澤　正夫
設立年月日	1967 年 7 月 1 日
電話番号	0270-25-2428

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションおおしま	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	〒372-0006 伊勢崎市太田町 508-1	
電話番号	0270-25―2428	
指定年月日・事業所番号	2026 年 4 月 1 日指定	1060490750
関東信越厚生局長への届出	精神科訪問看護基本療養費(訪看 10)	
管理者の氏名	石川　智広	
通常の事業の実施地域	伊勢崎市、前橋市、太田市、みどり市、玉村町、本庄市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容
訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師等その他省令で定める者が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)及びお盆(8 月 13 日から 8 月 15　日)を除きます。
営業時間	午前 8:30 時から午後 5:00 時まで

6．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤３人、非常勤０人	作業療法士	常勤０人、非常勤１人
准看護師	常勤０人、非常勤０人	精神保健福祉士	常勤０人、非常勤３人

7．サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者　　石川 智広

8．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

※厚生労働省の定める計算ルール（昭和 25 年厚生省告示第 107 号）に基づき、医療保険による訪問看護の料金に 10 円未満の端数が生じた場合は、その都度、四捨五入となります。

【基本部分（訪問看護ステーション）】

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
週３日まで（看護師・作業療法士）	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週４日目以降（看護師）	1 日につき	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
週４日目以降（作業療法士）	1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
週３日まで（准看護師）	1 日につき	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
週４日目以降（准看護師）	1 日につき	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
専門研修を受けた看護師（※）の場合	1 月につき	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
同一建物居住者への複数訪問（2 人目まで）	看護師の場合（週３日目まで）	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	看護師の場合（週４日目以降）	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師の場合（週３日目まで）	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師の場合（週４日目以降）	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	理学療法士等の場合	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
同一建物居住者への複数訪問（3 人目以上）	看護師の場合	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	看護師の場合（週４日目以降）	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師の場合（週３日目まで）	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	准看護師の場合（週４日目以降）	3,030 円	303 円	606 円	909 円
	理学療法士等の場合（週３日目まで）	2,780 円	278 円	556 円	834 円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1 月につき	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円

※同一日に同一建物で利用者様3名以上への訪問看護の提供に該当する場合は、料金が変動します。

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1 回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回／訪問者 2 人まで		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 2 回／訪問者 3 人以上		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日 3 回以上／訪問者 2 人まで		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	1 日 3 回以上／訪問者 3 人以上		7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
乳幼児加算(6 歳未満)	厚生労働大臣が定める者		1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外の場合		1,300 円	130 円	260 円	390 円
長時間訪問看護加算			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
夜間早朝訪問看護加算(6～8 時／18～22 時)			2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算(22 時～6 時)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物 2 人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	准看護師と同行	同一建物 2 人以下	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		同一建物 3 人以上	3,400 円	340 円	680 円	1,020 円
	その他職員と同行	同一建物 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日1回	同一建物 2 人以下	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物 3 人以上	2,700 円	270 円	540 円	810 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日2回	同一建物 2 人以下	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		同一建物 3 人以上	5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円
	その他職員と同行【厚生労働大臣が定める場合】1日3回	同一建物 2 人以下	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		同一建物 3 人以上	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日の訪問の場合 1 月につき	13,760 円	1,376 円	2,752 円	4,128 円
機能強化型訪問看護管理療養費 2	月の初日の訪問の場合 1 月につき	10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円
機能強化型訪問看護管理療養費 3	月の初日の訪問の場合 1 月につき	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
機能強化型訪問看護管理療養費 4	月の初日の訪問の場合 1 月につき	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1 月につき	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円

月の 2 回目以降の訪問 1 日につき毎回算定 ※上記区分に関わらず共通で適用される				
単一建物居住利用者が 20 人未満(一戸建てや他の利用者がほぼいないマンション等	3,010 円	301 円	602 円	903 円
単一建物居住利用者が 20 人～49 人(月当たりの総訪問日数が 15 日以下)	2,510 円	251 円	502 円	753 円
単一建物居住利用者が 20 人～49 人(月当たりの総訪問日数が 16 日～24 日)	2,310 円	231 円	462 円	693 円
単一建物居住利用者が 20 人～49 人(月当たりの総訪問日数が 25 日以上)	2,210 円	221 円	442 円	663 円
単一建物住居利用者が 50 人以上(月当たりの総訪問日数が 15 日以下)	2,410 円	241 円	482 円	723 円
単一建物住居利用者が 50 人以上(月当たりの総訪問日数が 16 日～24 日)	2,210 円	221 円	442 円	663 円
単一建物住居利用者が 50 人以上(月当たりの総訪問日数が 25 日以上)	2,010 円	201 円	402 円	603 円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

※退院支援指導加算は、長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合にあっては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に限る

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,050 円	105 円	210 円	315 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)1	30 円	3 円	6 円	9 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)2	60 円	6 円	12 円	18 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)3	90 円	9 円	18 円	27 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)4	120 円	12 円	24 円	36 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)5	150 円	15 円	30 円	45 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)6	180 円	18 円	36 円	54 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)7	210 円	21 円	42 円	63 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)8	240 円	24 円	48 円	72 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)9	270 円	27 円	54 円	81 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)10	300 円	30 円	60 円	90 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)11	330 円	33 円	66 円	99 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)12	360 円	36 円	72 円	108 円

ベースアップ評価料(Ⅱ)13	390 円	39 円	78 円	117 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)14	420 円	42 円	84 円	126 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)15	450 円	45 円	90 円	135 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)16	480 円	48 円	96 円	144 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)17	510 円	51 円	102 円	153 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)18	540 円	54 円	108 円	162 円

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
物価対応料	初回	60 円	6 円	12 円	18 円
	2 日目以降	20 円	2 円	4 円	6 円

(1) 介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働省の指定する疾患(※該当者)や特別訪問看護指示書の交付の方は、医療保険での訪問となります。
(2) 医師の指示に基づき、週 3 回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、特別訪問看護指示書交付の方は訪問回数の制限はありません。
(3) 標準の訪問時間は 1 回の訪問につき 30 分～90 分程度です。

※ 厚生労働大臣の定める状態にあるものとは次のとおりです。
(イ)末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷、人工呼吸器を使用している状態
(ロ) 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 緊急訪問看護加算の算定要件は、これまでの要件に加えて以下の要件も追加します。
・利用者又はその家族等からの電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した際は、日時、内容及び対応状況を訪問看護記録書に記録する
・加算を算定する理由を訪問看護療養費明細書に記載する
※ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 については、これまでの基準に加え、以下の要件を追加します。
・専門の研修を受けた看護師が配置されていること

○精神訪問看護の場合

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
		30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
准看護師の場合	週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
		30 分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円

	週４日目以降	30 分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
		30 分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

				利用料			
				10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	同一建物、同一日２人	週３日目まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
			30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週４日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
			30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	同一建物、同一日３人以上	週３日目まで	30 分未満	2,130 円	213 円	426 円	639 円
			30 分以上	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週４日目以降	30 分未満	2,550 円	255 円	510 円	765 円
			30 分以上	3,280 円	328 円	656 円	984 円
准看護師の場合	同一建物、同一日２人	週３日目まで	30 分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
			30 分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週４日目以降	30 分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
			30 分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
	同一建物、同一日３人以上	週３日目まで	30 分未満	1,940 円	194 円	388 円	582 円
			30 分以上	2,530 円	253 円	506 円	759 円
		週４日目以降	30 分未満	2,360 円	236 円	472 円	708 円
			30 分以上	3,030 円	303 円	606 円	909 円

訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
特別地域訪問看護加算			基本療養費の 50／100			
精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで(1 日につき)		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降(1 日につき)		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪問看護加算			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
精神科複数回訪問加算	1 日２回	同一建物２人以下	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		同一建物３人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
	1 日３回以上	同一建物２人以下	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
		同一建物３人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円

複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
	看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,760円	1,376円	2,752円	4,128円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,460円	1,046円	2,092円	3,138円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
機能強化型訪問看護管理療養費4	月の初日の訪問の場合 1月につき	9,030円	903円	1,806円	2,709円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,710円	771円	1,542円	2,313円
月の2回目以降の訪問 1日につき毎回算定 ※上記区分に関わらず共通で適用される					
単一建物居住利用者が20人未満(一戸建てや他の利用者がほぼいないマンション等		3,010円	301円	602円	903円
単一建物居住利用者が20人～49人(月当たりの総訪問日数が15日以下)		2,510円	251円	502円	753円
単一建物居住利用者が20人～49人(月当たりの総訪問日数が16日～24日)		2,310円	231円	462円	693円
単一建物居住利用者が20人～49人(月当たりの総訪問日数が25日以上)		2,210円	221円	442円	663円
単一建物住居利用者が50人以上(月当たりの総訪問日数が15日以下)		2,410円	241円	482円	723円
単一建物住居利用者が50人以上(月当たりの総訪問日数が16日～24日)		2,210円	221円	442円	663円
単一建物住居利用者が50人以上(月当たりの総訪問日数が25日以上)		2,010円	201円	402円	603円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円

退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	上記以外の場合	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	3,000 円	3, 000 円	300 円	600 円	900 円
	月 2 回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
精神科重症患者支援管理連携加算		精神科在宅患者支援管理料2のイの利用者	8,400 円	840 円	1,680 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	精神科在宅患者支援管理料2のロの利用者	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
看護･介護職員連携強化加算 退院時共同指導加算	2,500 円	2, 500 円	250 円	500 円	750 円
	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	50 円	5 円	10 円	15 円

その他の療養費

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円

その他の療養費の加算

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,050 円	105 円	210 円	315 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)1	30 円	3 円	6 円	9 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)2	60 円	6 円	12 円	18 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)3	90 円	9 円	18 円	27 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)4	120 円	12 円	24 円	36 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)5	150 円	15 円	30 円	45 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)6	180 円	18 円	36 円	54 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)7	210 円	21 円	42 円	63 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)8	240 円	24 円	48 円	72 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)9	270 円	27 円	54 円	81 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)10	300 円	30 円	60 円	90 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)11	330 円	33 円	66 円	99 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)12	360 円	36 円	72 円	108 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)13	390 円	39 円	78 円	117 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)14	420 円	42 円	84 円	126 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)15	450 円	45 円	90 円	135 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)16	480 円	48 円	96 円	144 円

ベースアップ評価料(Ⅱ)17	510 円	51 円	102 円	153 円
ベースアップ評価料(Ⅱ)18	540 円	54 円	108 円	162 円

		利用料			
		10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
物価対応料	初回	60 円	6 円	12 円	18 円
	2 日目以降	20 円	2 円	4 円	6 円

(2) キャンセル料
利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	2000 円

(注)利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法
上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。
なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14 日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 15 日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東和銀行　伊勢崎支店　普通口座 3195092 座名義:ザイ)シセイカイケンキュウジョ ホウモンカンゴステーションオオシマ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 15 日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 虐待の防止について
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	石川　智広

② 虐待等ハラスメント防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
③ 虐待等ハラスメント防止のための指針の整備をしています。

④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性・・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
② 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
③ 一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2. 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12. 緊急時等および事故発生時の対応方法について
訪問看護の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を仰ぐなど適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 伊勢崎市役所　健康推進部 介護保険課	所 在 地　伊勢崎市今泉町２丁目410番地 電話番号　0270-27-2742（直通） ﾌｧｯｸｽ番号 0270-21-4840（直通） 受付時間　8:30～17:15（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏　名　　続柄 住　所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人　全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険、居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
補償の概要	賠償責任

13. 身分証携行義務
訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提

示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 記録の整備
指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から５年間保存します。

15. 衛生管理等
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 業務継続計画の策定等について
① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供に関する相談、苦情について
① 苦情処理の体制及び手順
（ア）提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
（イ）相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

② 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション おおしま 管理者 石川 智広	所 在 地 伊勢崎市太田町 508-1 電話番号 0270-25-2428 ﾌｧｯｸｽ番号 0270-21-8298 受付時間 8:30～17:00
【伊勢崎市の窓口】 伊勢崎市役所 健康推進部 介護保険課	所 在 地 伊勢崎市今泉町２丁目410番地 電話番号 0270-27-2742（直通） 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
【玉村町の窓口】 玉村町役場 健康福祉課 介護保険課	所 在 地 佐波郡玉村町大字下新田 201 電話番号 0270-64-7705（直通） 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
【前橋市の窓口】 前橋市役所 介護保険課	所 在 地 前橋市大手町二丁目 12 番１号 電話番号 027-898-6132（直通） 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）
【太田市の窓口】 太田市役所 介護サービス課	所 在 地 太田市浜町２番 35 号 電話番号 0276-47-1856（直通） 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）

【桐生市の窓口】 桐生市役所　保健福祉部　介護高齢福祉課	所 在 地　桐生市織姫町 1 番 1 号 電話番号　0277-44-8217(直通) 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【みどり市の窓口】 みどり市役所　保健福祉部　介護高齢課	所 在 地　みどり市大間々町大間々1511 番地 電話番号　0277-76-0974 (直通) 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【本庄市の窓口】 本庄市役所　介護高齢課	所 在 地　本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号 電話番号　0495-25-1722(直通) 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会	所 在 地　前橋市元総社町 335 番地 8 電話番号　027-290-1323 受付時間　9:00～17:00(土日祝は休み)

18. サービスの第三者評価の実施状況について
提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	